

沿岸広域振興局長告示第40号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和3年10月26日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 名称 宮古市小国特定猟具使用禁止区域
- 2 区域 宮古市小国地内のJR山田線小国街道踏切と市道戸草線との交点を起点とし、起点から市道戸草線を南に進み国道340号線との交点に至り、同点から同国道を南に進み薬師橋との交点に至る道路の両側50メートルの区域
- 3 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具 銃器